

「*Rhodobacter sphaeroides* 168 株を利用して製造された香料バレンセン」に係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 令和2年4月1日～令和2年4月30日
2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
3. 提出状況 3件
4. 意見・情報の概要及び食品安全委員会の回答

意見・情報の概要	食品安全委員会の回答
<p>新型コロナウイルスの流行という非常時に、食品添加物の指定を淡々と進める行政の姿勢には驚愕せざるをえません。これまで指定されている多くの遺伝子組み換え細菌を利用した食品添加物にも共通することですが、あらためて本件について以下の理由で反対します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1、安全性評価を行っているのは開発企業であり、客観的評価ではない。</li> <li>2、ごく簡単な評価であり、動物実験を行っているの評価ではない。人体実験の前に動物実験を行うべきである。</li> <li>3、遺伝子組み換え香料は表示されず、消費者に知ることも選ぶこともできないため、無差別に摂取することになる。</li> <li>4、他の遺伝子組み換え食品や添加物の間での相加・相乗作用も評価すべきである。</li> <li>5、バレンセンを80%含む疎水性のオイル状製品「バレンセン80」を香料にして、ジュースやチューインガムなど幅広い食品に利用することが予定されている。その影響は大きいといえる。</li> <li>6、一般からの意見募集を行いながら、それらの意見を取り上げ、再検討された例を</li> </ol>	<p>食品安全委員会は、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下、規制や指導等のリスク管理を行う関係行政機関から独立して、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正に食品に含まれる可能性のある危害要因が人の健康に与える影響について食品健康影響評価を行っています。</p> <p>本添加物については、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」（平成16年3月25日食品安全委員会決定）に基づき評価を行っております。評価は申請者の提出した資料をもとに行いますが、これまでの科学的知見や海外での評価結果も踏まえ、資料の内容についての問題点、疑問点については説明や再提出を求めるとともに、調査会の審議において、資料の内容が不足していると判断された場合は、追加試験等のデータを含め必要な追加資料の提出を求めています。</p> <p>ご意見にある複数の化合物への暴露による影響については、現段階では国際的にも確立した評価方法はなく、個別の</p>

<p>ほとんどみない。寄せられた意見への回答も紋切型のことが多く、これでは意味がない。パブコメの在り方を再検討すべきである。</p>	<p>リスク評価を十分に行うことで安全性が確保できると考えています。</p> <p>なお、遺伝子組換え添加物の表示に関する御意見は、リスク管理に関するものと考えられることから、消費者庁へお伝えします。</p>
<p>○新型コロナウイルス流行という非常時、国も緊急事態宣言を発出している状況下で、貴委員会は通常の短い募集期間で意見募集することについて、何ら問題を感じないのででしょうか。</p> <p>○遺伝子組み換え細菌の宿主、ベクター、主要成分の分析結果等についての報告のみで、想定外の宿主遺伝子の変化とその結果としての成分の変化が微量成分にわたっては不明であり、想定外の変化によるリスクが否定できません。</p> <p>○オレンジの香りの成分ということですが、バレンシアオレンジやグレープフルーツから経済的に抽出できるとのことであり、香料の使用量からしても、上記のリスクを冒してまで使用する必要性が認められません。</p> <p>○以上、安全性も有用性も認められない本品目の食品添加物指定に反対します。</p>	<p>食品安全委員会は、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下、規制や指導等のリスク管理を行う関係行政機関から独立して、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正に食品に含まれる可能性のある危害要因が人の健康に与える影響について食品健康影響評価を行っています。</p> <p>本添加物については、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」（平成16年3月25日食品安全委員会決定）に基づき評価を行った結果、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断しました。</p> <p>なお、遺伝子組換え食品等の承認に関する御意見は、リスク管理に関するものと考えられることから、厚生労働省へお伝えします。</p>
<p>バレンセンはそもそも、柑橘類から安価に抽出できる添加物であり、わざわざ安全性がきちんと確認されていない遺伝子組換えにより合成したものを認めることは許されないことです。安全性が確実でなくかつ自然の摂理に反して作成された遺伝子組換え品は基本、禁止すべきです。ましてや必要性の低い(遺伝子組換え品を使う必要性が低い)バレンセンを認めるのはもっての他です。再考(禁止措置)を求めます。</p>	

※ 頂いた意見・情報はそのまま掲載しています。